

○財務省告示第四百四十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十五年四月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二十年）（第七回、第九回、第十一回、第十三回、第十五回、第十七回、第十九回、第二十一回、第二十三回、第二十五回、第二十七回及び第三十回）（第三百三十四回及び第四百四十回）及び利付国庫債券（三十年）（第十三回、第十七回、第十八回、第二十一回、第二十三回、第二十九回、第三十一回、第三十三回、第三十五回及び第三十七回）
二	発行の根拠 法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法
五	募入決定の方法
六	発行額 額面金額で三千億円

割り当てる。その応募額を順次
各申込みのうち利回り格差の小
さいものからその応募額を順次
割り当てる。その応募額を順次
額面金額で三千億円

七 払込金額
 八 最低額面金
 九 振替単位の
 十 発行日
 十一 発行価格

十二 利率
 十三 経過利息の
 十四 払込み

三千五百六十三億二千八百三十三万
 五千円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十五年四月九日
 平成二十年四月九日
 発行対象国債のごとく、額面金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり
 (二) 別表のとおり

は、募入決定額に追加を受けた者
 式により算出された金額を払込
 期日に行い、償還の金額を
 各発行対象国債の面額／子の
 総額×各発行対象国債の前号に
 100×各期の発行日か、発行日
 支規に於ける支場には、
 支規に於ける支場には、
 支規に於ける支場には、

(一) 発行時に、おいて、その利
 係る所得税が源泉徴収され、
 るもの記載は、振替口座簿の中
 の座に記載し、前記(一)の算
 口の記載は、前記(一)の算
 のよりに算出した金額から、
 該

二十 十 十 十 十
 十 九 八 七 六 五 四

払 者 入 払 元 利 象 各 準 入 償 償
 込 札 場 利 回 国 発 と 札 還 還
 期 参 所 金 り 債 行 す の 金 期
 日 加 支 の 対 る 基 額 限
 子

平成 財務 日 利 た 頭 証 平 額 (各 同 日 日 う 算 と 発 第
 二十 大臣 本 利 各 売 券 成 面 別 公 公 同 日 日 う 算 と 発 第
 五年 官 銀 回 発 買 業 二 金 表 の 公 公 同 日 日 う 算 と 発 第
 四 官 行 行 行 参 協 十 額 の 債 債 同 日 日 う 算 と 発 第
 年 官 行 行 行 考 会 五 年 円 におり) 債 債 同 日 日 う 算 と 発 第
 四 官 行 行 行 考 会 五 年 円 におり) 債 債 同 日 日 う 算 と 発 第
 月 官 行 行 行 考 会 五 年 円 におり) 債 債 同 日 日 う 算 と 発 第
 九 官 行 行 行 考 会 五 年 円 におり) 債 債 同 日 日 う 算 と 発 第
 日 官 行 行 行 考 会 五 年 円 におり) 債 債 同 日 日 う 算 と 発 第
 者 官 行 行 行 考 会 五 年 円 におり) 債 債 同 日 日 う 算 と 発 第

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(第二十七回)	二・一%	平成十二年四月二十日	百億円
利付国庫債券(第二十九回)	一・九%	平成十三年四月二十一日	円五百七十億
利付国庫債券(第三十回)	二・〇%	平成十三年四月二十三日	四十億円
利付国庫債券(第三十回)	一・八%	平成十三年四月二十四日	五十億円
利付国庫債券(第三十回)	一・七%	平成九年四月二十四日	七十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・〇%	平成十年四月二十五日	五十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・四%	平成十年四月二十六日	百五十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成十年四月二十七日	百億円
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成十年四月二十七日	五十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・五%	平成九年六月二十八日	百億円
利付国庫債券(第三十回)	二・四%	平成九年七月二十日	三十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・二%	平成九年五月二十一日	三十七億円

（利付第三十年庫七）債回券）	（利付第三十年庫五）債回券）	（利付第三十年庫三）債回券）
一・九%	二〇%	二〇%
日年平 九成 月五 二十 十四	日年平 九成 月五 二十 十三	日年平 九成 月五 二十 十二
九 百 億 円	円百 六 十 一 億	億五 円百 九 十 二